

# 居宅介護支援事業所だより

## 医療費控除について

医療費控除とは、確定申告をすることで支払った医療費の還付を受けられるものです。医療費の支払いが合計 10 万円を超えると、所定の計算式に基づいて計算された額が還付されます。

※介護保険サービスも医療費控除の対象になるものがあります。

(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、  
(介護予防) 通所リハビリテーション、(介護予防) 短期入所療養介護、  
居宅療養管理指導

※介護施設に入所して介護サービスを受けた場合も控除の対象となります。

＜控除対象となる介護施設＞

介護老人保健施設(老健)、介護療養型医療施設、介護医療院

＜支払った額の 2 分の 1 が控除対象となる施設＞

特別養護老人ホーム(特養)

※オムツ代もおおむね 6 ヶ月以上にわたり寝たきりで、「オムツ使用証明書」を医師に記載してもらった場合、医療費控除の対象となります。

※国税庁「介護保険サービスの対価に係る医療費控除について」参照



※介護のことなら何でもご相談下さい。(相談無料・秘密厳守)

南東北三春居宅介護支援事業所(三春南東北リハビリテーション・ケアセンター内)

相談窓口: TEL: 0247-61-2512 (直通)

営業日: 月曜日~土曜日 8時30分~17時

